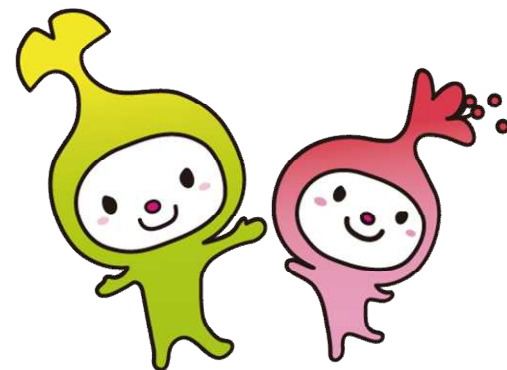


第三次和光市国際化推進計画 (素案) <概要版>

令和3年2月
和光市総務部総務人権課
文化交流担当



目次

- ・ 第三次和光市国際化推進計画の策定について
- ・ 和光市の国際化の現状と課題・目標
- ・ 国際化推進の基本方針と施策
- ・ パブリックコメントについて

第三次和光市国際化推進計画の策定にあたって

■これまでの計画と目標

和光市国際化推進計画

平成13年に策定

平成13年～平成22年（10年間）

「グローバル（世界）化に
対応した地域社会の創出」

第二次和光市国際化推進計画

平成23年に策定

平成23年～令和2年（10年間）

「外国籍市民も安心して暮らせる
多文化共生社会の実現に向けて」

■計画の背景

- ・和光市の外国籍市民が年々増加しており、現在2,600人以上の外国人が暮らしている。
- ・外国人にとっても日本人にとっても住みやすいまちを築いていくこと、多文化共生社会の実現を目指すことの必要性・重要性が高まっている。

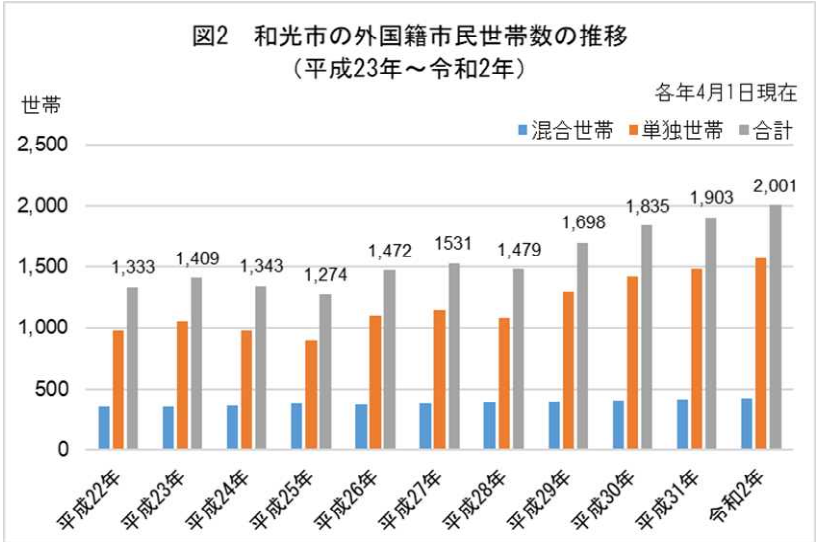
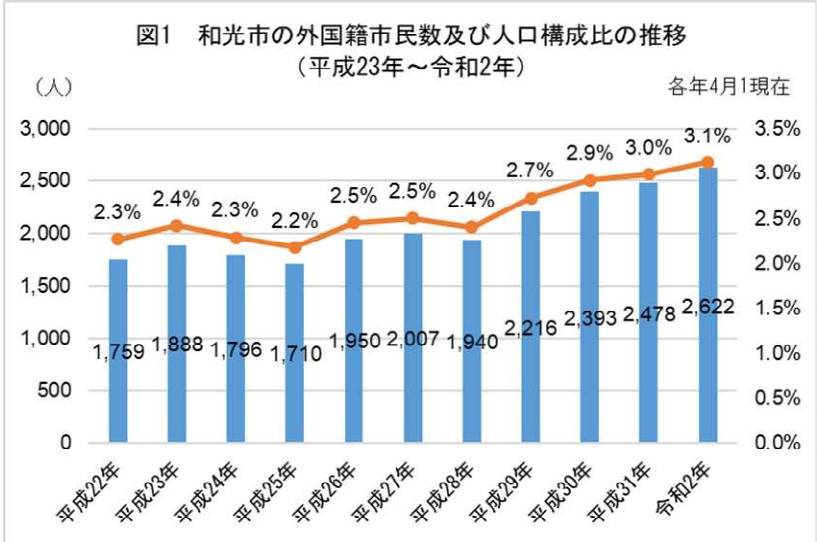
■計画の期間

令和3年から令和12年までの10年間

（市の最上位計画である、第五次和光市総合振興計画基本構想の国際化に関する分野について定める個別計画）

和光市の国際化の現状

①外国籍市民数の推移について



- ・ 外国籍市民数と外国籍市民世帯数は10年前に比べ約1.5倍に増加。
- ・ 外国籍市民のみで暮らす世帯が、日本人との混合世帯に比べて約3倍多い。
- ・ 和光市は県内でも、市民のうちの外国籍市民の割合が高い自治体である。

表3 県内市町村別外国籍住民の状況①(令和元年6月／7月)

順位	市町村名	割合(%)	外国人登録者数(人) 令和元年6月30日現在	推計人口(人) 令和元年7月1日現在
1	蕨市	9.5	7,162	75,036
2	川口市	6.4	37,855	591,874
3	戸田市	5.4	7,664	141,550
4	八潮市	4.1	3,754	92,337
5	上里町	4.0	1,216	30,212
6	三郷市	3.2	4,501	141,389
7	和光市	3.2	2,660	83,619
8	本庄市	3.1	2,413	76,972
9	嵐山町	3.1	556	18,108
10	羽生市	3.0	1,640	54,025

※図1、2は戸籍住民課資料に基づき作成、表3は埼玉県国際課、法務省の資料に基づき作成

和光市の国際化の現状

②外国籍市民の特徴

図3 和光市の外国籍市民の国籍別割合
(令和2年3月31日現在)

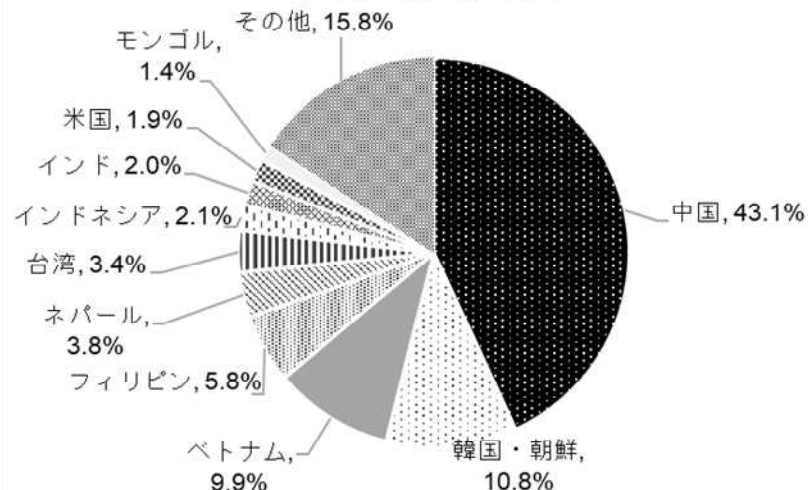
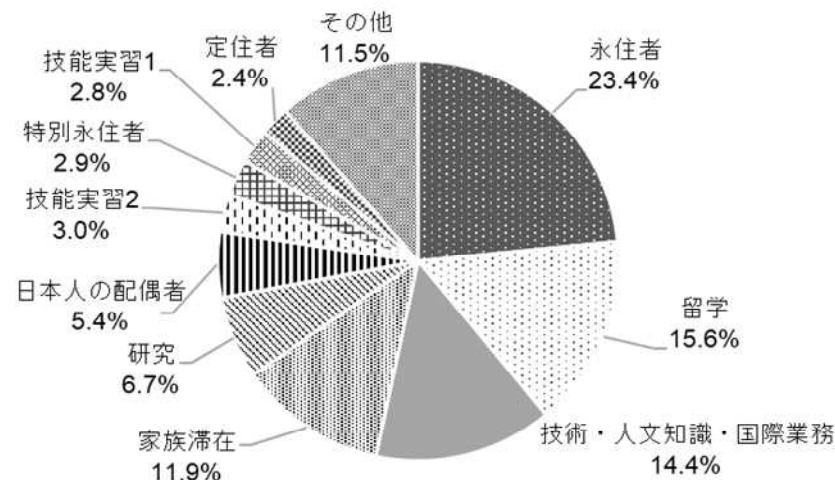
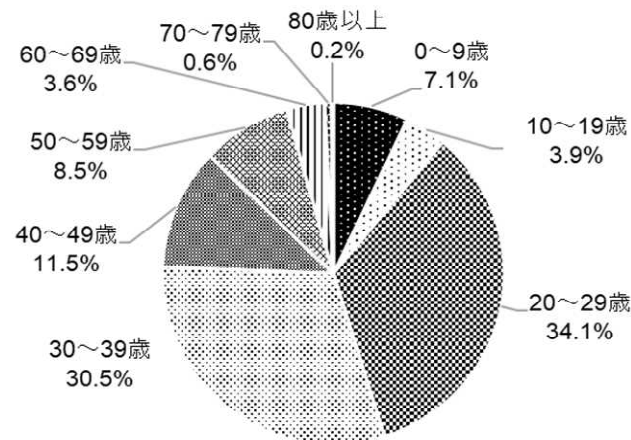


図4 和光市の外国籍市民の在留資格別割合
(令和2年3月31日現在)



- ・ 外国籍市民の国籍は中国、韓国・朝鮮、ベトナムの順で多くなっているが、その他多数の国出身の外国籍市民がいる。
- ・ 在留資格は多岐にわたっており、それぞれの滞在期間も大きく異なる。
- ・ 年齢別人口から、労働人口が多く、50代までに転出（出国）する外国籍市民が多いと推測される。

図5 和光市の外国籍市民の年齢別割合
(令和2年3月31日現在)



和光市の国際化の課題と目標

現状から考えられる課題

日本語能力が十分でない

生活に必要な知識や情報を得られない

行政手続きに困惑する

生活が不便、不安である

周りの人と意思疎通ができない

生活する上での制度を理解していない

必要な行政サービスを受けられていない

困ったときに相談できる人が身近にいない

地域になじめず孤立してしまう

外国籍市民の特性が多岐にわたっているため、一律の対応は難しくなっている。

日本人と外国人が、互いに文化の違いを認め合い、ともに地域社会を支え合うという意識や体制が不十分

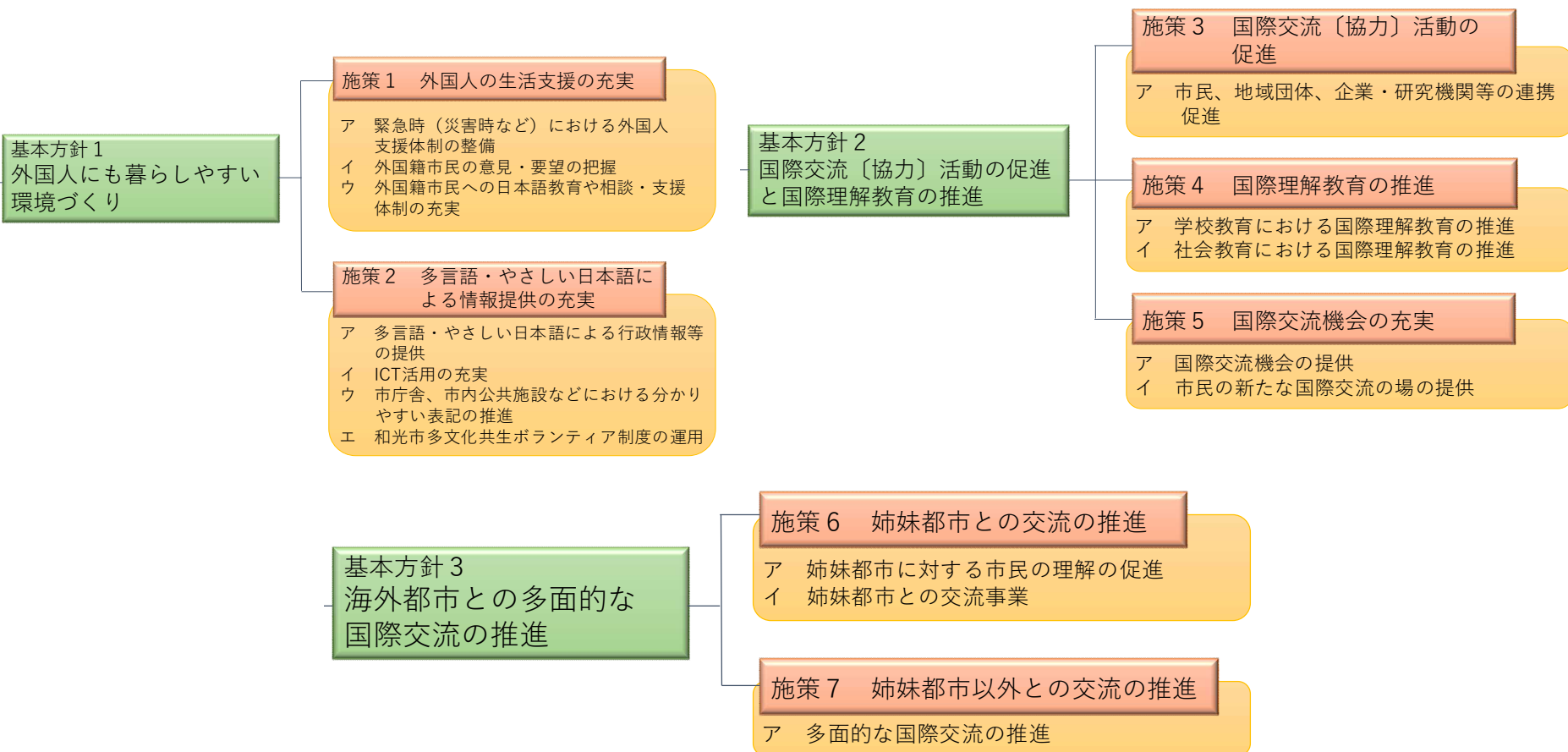


目標

外国籍市民も安心して暮らせる多文化共生社会の実現

国際化推進の基本方針と施策

外国籍市民も安心して暮らせる多文化共生社会の実現に向けて



基本方針 1 外国人にも暮らしやすい環境づくり

【これまでの取組】

- ・庁舎内や市内公共施設での英語表記、重要情報の多言語、やさしい日本語版の作成
- ・市ホームページの自動翻訳機能の導入

【課題】

外国籍市民が抱える問題に対しての相談・支援体制が不十分である。

施策 1 外国人の生活支援の充実

- ア 緊急時（災害時など）における外国人支援体制の整備
- イ 外国籍市民の意見・要望の把握
- ウ 外国籍市民への日本語教育や相談・支援体制の充実

施策 2 多言語・やさしい日本語による情報提供の充実

- ア 多言語・やさしい日本語による行政情報等の提供
- イ ICT活用の充実
- ウ 市庁舎、市内公共施設などにおける分かりやすい表記の推進
- エ 和光市多文化共生ボランティア制度の運用

目指す将来像

- ・外国籍市民の緊急時の不安が解消されている。
- ・外国籍市民が地域住民と同じように、行政手続きを行える、行政サービスを利用できる。
- ・外国籍市民が和光市で生活する上で必要な情報を得られる、相談できる。

基本方針 2 国際交流〔協力〕活動の促進と国際理解教育の推進

【これまでの取組や状況】

- ・ 小中学校における外国語活動及び「総合的な学習の時間」の中での国際理解教育
公民館等での多分野にわたる国際講座の実施
- ・ 市ホームステイ事業の実施
- ・ 市民団体による国際交流活動
- ・ 市内図書館での外国語資料や図書の提供

【課題】

- ・ 市民団体や企業間などの連携の支援が十分にできていない。
- ・ 外国籍市民同士・外国籍市民と日本人市民の交流機会が少ない。

施策 3 国際交流〔協力〕活動の促進

- ア 市民、地域団体、企業・研究機関等の連携促進

施策 4 国際理解教育の推進

- ア 学校教育における国際理解教育の推進
- イ 社会教育における国際理解教育の推進

施策 5 国際交流機会の充実

- ア 国際交流機会の提供
- イ 市民の新たな国際交流の場の提供

目指す将来像

- ・ 市民、地域団体、企業・研究機関、行政が相互に連携し、国際交流〔協力〕活動が活発に行われている。
- ・ 全ての市民が国際理解を深め、多文化共生の意識を持っている。
- ・ 市民同士が触れ合える国際交流が盛んになっている。

基本方針 3 海外都市との多面的な国際交流の推進

【これまでの取組】

- ・平成11年にアメリカ合衆国ワシントン州ロングビュー市と姉妹都市提携を締結以後、相互に市民派遣事業を行い交流を深めている
- ・姉妹都市に関するパネル展や市民まつりなどで姉妹都市のPR活動の実施

【課題】

- ・姉妹都市に対する市民の認知度が低い。
- ・姉妹都市以外との情報交換や交流事業がほとんど行われていない。

施策 6 姉妹都市との交流の推進

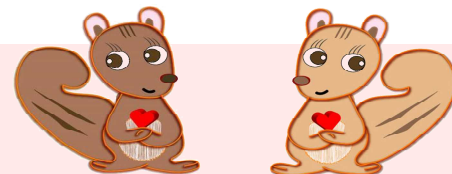
- ア 姉妹都市に対する市民の理解の促進
- イ 姉妹都市との交流事業

施策 7 姉妹都市以外との交流の推進

- ア 多面的な国際交流の推進

目指す将来像

- ・姉妹都市との双方向の交流が活発に行われている。
- ・姉妹都市以外の海外都市との交流が始まっている。



パブリックコメントについて

●意見の提出期間

令和3年2月8日（月）～28日（日）

※郵送の場合、当日消印有効

●意見を述べることができる人の範囲

- ・市内に住んでいる人、市内の会社に勤めている人
- ・市内の学校に通っている人
- ・市内会社等を持っている個人及び法人その他の団体
- ・上記の他、和光市に納税義務がある人、この案件に利害関係がある人

意見の提出方法

- ・ 和光市総務部総務人権課 文化交流担当へ

①窓口を持参

②郵送 〒351 - 0192 和光市広沢1番5号

③E-mail : a0400@city.wako.lg.jp

④FAX : 048-464-1234

- ・ LINE公式アカウント

市民参加をタッチして指示に従って入力してください。

※意見提出者の住所、氏名（法人・団体名）は必ずご記入ください。

※匿名でのご意見は提出できません。

※意見提出者の住所、氏名等を公表することはありません。

※文章により提出することが困難な人は、録音テープで提出することができます。

●問い合わせ : 和光市総務部総務人権課 文化交流担当
a0400@city.wako.lg.jp / TEL 048-424-9088